

# 国民年金だより

## 異動の時期は国民年金の届け出の時期です

国民年金の加入者は、職業などによって3つの種別に分かれており、20歳から60歳までの方で種別が変わる場合は届け出が必要になります。春は、就職・転職・進学など、異動の多い時期です。何かとあわただしくなり、いろいろな届け出をつい忘れがちです。早めに届け出をしましょう。

### ○第1号被保険者(自営業者、学生、フリーターの方など)

こんなとき	被保険者の種別	届出先	用意するもの
会社等に勤めていない人や学生が20歳になったとき	第1号	住民生活課	印鑑
住所や氏名が変わったとき	第1号	住民生活課	印鑑
第2号被保険者である夫(妻)の扶養に入ったとき	第1号→第3号	配偶者の勤務先	印鑑・年金手帳又は基礎年金番号通知書

### ○第2号被保険者(厚生年金、共済年金の加入者)

こんなとき	被保険者の種別	届出先	用意するもの
60歳になる前に会社などを退職したとき	第2号→第1号	住民生活課	印鑑・年金手帳又は基礎年金番号通知書・離職証明など退職日のわかるもの
退職して、第2号被保険者である夫(妻)の扶養に入ったとき	第2号→第3号	配偶者の勤務先	印鑑・年金手帳・扶養消失日のわかるもの

### ○第3号被保険者(第2号被保険者である夫(妻)に扶養されている方)

こんなとき	被保険者の種別	届出先	用意するもの
収入が増えるなどして、扶養から外れたとき	第3号→第1号	住民生活課	印鑑・年金手帳・扶養消失日のわかるもの
配偶者が退職したとき	第3号→第1号	住民生活課	印鑑・年金手帳・扶養消失日のわかるもの
60歳になる前に就職して、厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号→第2号	配偶者の勤務先	印鑑・年金手帳・健康保険証・基礎年金番号通知書
配偶者が転職したとき、又は配偶者の加入制度が変わったとき	第3号→第2号	配偶者の勤務先	印鑑・年金手帳・健康保険証・基礎年金番号通知書

・年金異動手続きには必要書類等がありますので、詳しくは窓口まで問い合わせください。

## 予約制による年金相談のご案内

年金事務所では、予約制による年金相談が実施されておりますので、ぜひご利用ください。

◇年金相談のご予約は、相談希望日の約1か月前から前日までの間で、お電話又は年金相談窓口で申し込んでください。

◇ご予約をされる際には、相談者及び配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等をお知らせください。

◆予約相談時間 平日(月～金)午前8時30分～午後4時

◆予約申込 ☎0570-05-1165

◆予約受付時間 月曜日 午前8時30分～午後7時

火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512

大衡村

## バイオマスタウン構想の取り組み

### バイオディーゼル燃料導入促進事業

村では家庭で使用されたてんぷら油を回収して、二酸化炭素削減効果のあるバイオディーゼル燃料(BDF)にリサイクルするため、村内12箇所の店舗等に回収ボックスを設置しています。油かす等をこして、ペットボトルに入れ、回収場所にお持ち寄りください。



▲公用車に「B5」燃料給油中



▲「B5」燃料で順調に作業中

### 環境にやさしい「B5」燃料を使ってみましょう

「B5」燃料は車両の改造が不要で、環境にやさしい燃料です。一般車両をはじめ、農業用機械、建設用機械等にも使用されています。村では、BDFを軽油に5%混合した「B5」燃料を公用車に活用して、冬期も問題なく使用しています。給油に関する手続き等については、(有)千田清掃(大崎市古川 ☎0229-27-3151)まで問い合わせください。

◆問い合わせ先 企画財政課 ☎341-8510

## 消費生活相談窓口から \* 転ばぬ先の消費者知識 \*

このコーナーでは、皆様に今起きている消費者問題について、お知らせしていきます。皆様も身近にある困りごとや納得できないことがあったらご相談ください。電話でも対応しています。

### ★賃貸住宅退去時のトラブル

アパートなど賃貸住宅を明け渡す際の敷金の返還をめぐる、「きれいに使っていたのに高額な修繕費を請求された」「敷金が返還されなかった」などのトラブル相談があります。

敷金は、借主が家賃を滞納したり、不注意で壊したりしたときに原状を回復しない場合に備えて家主に預けるもので、そのようなことがなければ全額返還されるべきものです。

借主は退去の際に住宅を元の状態に戻して明け渡す義務がありますが、これは完全に入居時の状態に戻すということではありません。契約通りに普通の住み方、使い方をしていれば負担する必要はありません。経年劣化や自然損耗、通常使用によって生じる変化等の修繕費は、支払っている家賃に含まれているとされています。

しかし、使い方が悪かったために生じた修繕費用は借主が負担する必要があります。

#### 退去時のトラブルを防ぐために

・退去にあたっては清掃をきちんと行いましょう。部屋のクリーニングは貸主がすると思いき、汚れた状態でごみを残して退去すると、ごみの撤去費用などを請求される場合があります。

・入居時と同様に立ち会いで負担の有無を確認しましょう。借主が負担する修繕があった場合も、実際の費用が明らかになるのは退去した後です。明細の内容と金額を確認し、納得できない点は説明を求めるなど、よく話し合うことが必要です。

わからないことや不安に思うことがあったら、お気軽に消費生活相談窓口へご相談ください。

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512